宝くじ夢定期預金景品規定

宝くじ夢定期預金をご契約いただいたお客様には、本規定により景品として当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）を進呈いたします。

第１条　景品とする宝くじの枚数・種類

１．宝くじ夢定期預金の景品として進呈する宝くじの現物は、京都信用金庫（以下「当金庫」といいます。）がお客様にかわって保管・管理し、お客様には進呈する宝くじの番号等を記載したハガキ（以下「宝くじ番号通知ハガキ」といいます。）を郵送いたします。なお、宝くじ番号通知ハガキが宝くじ抽せん日までに到着しない場合でも、宝くじの進呈は成立しています。

２．進呈する宝くじの番号等は、当金庫が宝くじを購入した後、当金庫が決定します。お客様に進呈した宝くじの番号等は、宝くじ番号通知ハガキによりご確認ください。

３．進呈する宝くじの枚数・種類は、宝くじ夢定期預金１口あたりの預入金額に応じて次のとおりとします。

１口あたりの預入金額に応じた宝くじの枚数・種類

預入金額	宝くじの枚数	宝くじの種類
１百万円	右記の宝くじを1年毎に5枚	年末ジャンボ宝くじ
３百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各5枚（合計15枚）	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ
６百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各10枚（合計30枚）	
９百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各15枚（合計45枚）	
15百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各25枚（合計75枚）	

４．進呈する宝くじは、宝くじ夢定期預金のお預け入れ時に「連番」または「バラ」のどちらか一方をお客様に選択していただきます。ただし、宝くじの番号を指定することはできません。

①「連番」とは、進呈する宝くじ１０枚毎に宝くじ番号が同一組・連続番号のものをいいます。

②「バラ」とは、進呈する宝くじ１０枚毎に宝くじ番号が組違い・下１桁のみが連続しているものをいいます。

③１０枚に満たない場合は、上記①②より下１桁が連続する５枚とします。（０に連続する番号は１となります。）

④２０枚以上の場合は、１０枚毎のセットを複数進呈します。

５．進呈する宝くじの「連番」・「バラ」の選択は、宝くじ夢定期預金のお預け入れ後も変更することができます。変更の手続きは、夢ネット支店（以下「当支店」といいます。）所定の変更届により受付けます。

６．３項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、または販売時期、販売価格に変更があった場合等には、所定の宝くじを購入する金額と同程度の金額で購入できる他の種類の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

第 ２ 条　宝くじ進呈基準日･進呈スケジュール

所定の宝くじは、次に定める毎年の宝くじ進呈基準日に、宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいているお客様に進呈します。

宝くじ進呈基準日	宝くじの種類	宝くじ番号通知ハガキ郵送予定時期
２月末日	ドリームジャンボ宝くじ	４月中旬
６月３０日	サマージャンボ宝くじ	７月下旬
１０月３１日	年末ジャンボ宝くじ	１２月上旬

※宝くじ進呈基準日が当金庫の定める窓口休業日に当たる場合は、前窓口営業日を基準日とします。「連番」・「バラ」の種類は、宝くじ進呈基準日現在によるものとします。

所定の宝くじに販売時期の変更があった場合は、宝くじ進呈基準日および宝くじ番号通知ハガキ郵送予定時期を変更することがあります。

第 ３ 条　宝くじ進呈期間

１．所定の宝くじは、宝くじ夢定期預金の預入期間である３年間について進呈し、宝くじ夢定期預金が継続された場合は、引き続き所定の宝くじを進呈いたします。

２．当金庫が宝くじ夢定期預金の取扱いを中止する場合は、宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいているお客様に対し、取扱中止基準日を記載した通知書を郵送いたします。この場合、取扱中止基準日以降に継続された宝くじ夢定期預金については、所定の宝くじの進呈は行いません。なお、取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続された宝くじ夢定期預金については、次回満期日まで所定の宝くじを進呈します。

第 ４ 条　宝くじ番号通知ハガキ

１．宝くじ番号通知ハガキでは宝くじの当せん金を請求できません。

２．宝くじ番号通知ハガキの再発行はいたしません。

第 ５ 条　宝くじ番号通知ハガキの郵送先

宝くじ番号通知ハガキは、お客様が宝くじ進呈基準日現在において当金庫にお届けいただいているご住所に郵送します。なお、お客様のご住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当支店所定の方法で変更の届出がなかった場合や、郵便その他の諸事情により宝くじ番号通知ハガキが不着・延着・返戻となった場合等は、通常到着すべき日に宝くじ番号通知ハガキが到着したものとみなし、当金庫および業務委託先である株式会社みずほ銀行は責任を負いません。

第 ６ 条　宝くじの枚数確認

所定の宝くじの進呈にあたっては、厳正な管理をしていますが、宝くじ番号通知ハガキ到着後、直ちに記載内容をご確認ください。万一、宝くじの進呈枚数が相違していると思われる場合は、宝くじ番号通知ハガキが通常到着すべき日を含め５営業日以内に当支店までお電話で連絡をしてください。宝くじ夢定期預金のお預け入れの記録と宝くじ番号通知ハガキの記載内容を確認いたします。宝くじ番号通知ハガキが通常到着すべき日を含め６営業日以降は、宝くじ夢定期預金のお預け入れの記録と宝くじ番号通知ハガキの記載内容の確認等はいたしません。

第 7 条　宝くじの当せん確認・当せん金の取扱

1．宝くじの当せん確認・当せん金との引き換えは当金庫が行います。ただし、当せん結果の通知は行いません。

2．当せん金は下記の入金予定時期に、お客様名義の当支店普通預金口座に入金いたします。

宝くじ種類	当せん金の入金予定時期
ドリームジャンボ宝くじ	6月上旬
サマージャンボ宝くじ	9月中旬
年末ジャンボ宝くじ	1月下旬

所定の宝くじの販売時期に変更があった場合は、当せん金の入金予定時期を変更することがあります。

3．当せん金が入金される前に、当支店の普通預金口座を解約された場合、当せん金は入金されないことになります。この場合、当金庫は当せん金が入金されないことによる一切の責任を負いません。

第 8 条　宝くじの日記念お楽しみ抽せん

1．毎年9月2日に実施される「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」の当せん確認、当せん景品の請求は当金庫が行います。

2．当せんされたお客様には、１０月初旬頃に当せん景品のカタログ商品ギフトを送付します。

3．当せん景品は、当せん景品の送付手続きを行う日現在において当金庫にお届けいただいているご住所に郵送します。なお、お客様のご住所･氏名等に変更があったにもかかわらず、当支店所定の方法で変更の届出がなかった場合や、郵便その他の諸事情により当せん景品が不着･延着･返戻となった場合等は、通常到着すべき日に当せん景品が到着したものとみなし、当金庫および業務委託先である株式会社みずほ銀行は責任を負いません。

4．「宝くじ」の抽せんおよび「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」のいずれにも当せんしなかった宝くじは当金庫が処分いたします。

第 9 条　宝くじまたは物品の進呈を中止する場合

宝くじ夢定期預金は3年間お預け入れいただく契約に基づき、すべてのお客様に同条件で宝くじを進呈することを設定していますので、下記の場合は宝くじまたは物品の進呈を中止することがあります。

1．満期前解約

宝くじ進呈基準日に宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいていても、その後、宝くじ番号通知ハガキの郵送までに満期前解約された場合

2．公平性を害する取引

取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断した場合

第１０条　株式会社みずほ銀行への業務委託

1．当金庫は所定の宝くじの進呈にあたり、下記の業務を株式会社みずほ銀行に委託します。

①お客様ごとに進呈する宝くじ番号等の割当
②宝くじ番号等を記載した宝くじ番号通知ハガキの作成、および発送
③宝くじの保護預り（保管、管理）
④宝くじの当せん確認、当せん金の請求
⑤宝くじの日記念お楽しみ抽せんにかかる当せん確認および景品の請求
⑥「宝くじ」の抽せんおよび「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」のいずれにも当せんしなかった宝くじの処分

２．当金庫は上記業務委託のため、お客様の住所、氏名、口座番号、当せん情報等を必要な範囲で株式会社みずほ銀行と相互に利用します。

第１１条　譲渡・質入れ等の禁止

所定の宝くじを受領する権利およびその宝くじから生じる権利、その他この規定にかかる一切の権利は、譲渡・質入れ・その他第三者の権利を設定することはできません。

第１２条　規定の準用

本規定に定めのない事項については、各取引に係る当金庫の規定により取扱います。

第１３条　規定の変更

１．この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

２０２０年４月１日現在